

健康づくりのための運動指導者の概要

根拠	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令(平成13年省令第98号)			
実施主体	(財)健康・体力づくり事業財団(平成13年省令119号)			
資格要件	講習会を受講し、修了後に行う試験に合格した者に、健康運動指導士及び健康運動実践指導者の登録資格が与えられる。			
資格名	健康運動指導士	健康運動実践指導者		
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、保健師又は管理栄養士の資格を有する者 ・4年制体育系大学(教育学部体育系学科を含む)及び医学部保健学科卒業生(見込み含む)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育系短期大学又は体育系専修学校(2年制)若しくはこれと同等以上の学校の卒業生(見込み含む) ・3年以上運動指導に従事した経験のある者 ・上記と同等以上の能力を有すると認められる者 <p>[公務従事者のみ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師及び管理栄養士の資格を有する者 ・3年以上公衆衛生事業に従事した経験のある者 		
講習会及び実施主体	96単位(144時間) (財)健康・体力づくり事業財団	(一般) 33単位(49.5時間) (財)健康・体力づくり事業財団	(公務従事者) 33単位(49.5時間) 都道府県	(養成校学生) 33単位(49.5時間) 養成校による養成講座
(主なカリキュラム)	<p>(講義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理概論 ・栄養と運動 ・成人病とその予防 等 <p>(実習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアロビックダンス ・水泳 ・ウォーキング ・肥満判定の手技 等 	<p>(講義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理概論 ・栄養と体重調節 ・運動障害と予防 等 <p>(実習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアロビックダンス ・水泳 ・ウォーキング ・心臓機能蘇生術 等 		
受験資格	講習会修了者	講習会修了者	講習会修了者	講座修了者
試験実施主体	(財)健康・体力づくり事業財団	(財)健康・体力づくり事業財団	都道府県	(財)健康・体力づくり事業財団
登録	(財)健康・体力づくり事業財団			
有効期限	5年間			
平成16年度受講者及び受験者数等				
受講者	949	205	—	5,777
修了者	944	202	—	—
受験者	1,092	237	111	5,306
合格者	895	206	110	3,868
合格率	82.0%	86.9%	99.1%	72.8%
資格登録者数(平成17年3月31日現在)				
総数	10,304	18,124		
男	3,456	5,697		
女	6,848	12,427		
資格登録者の職業				
フィットネスクラブ等	2,271(22.0%)	4,098(22.6%)		
診療所・病院等	1,686(16.4%)	2,112(11.6%)		
老人介護・保健・福祉施設等	263(2.6%)	273(1.5%)		
健保組合・会社	158(1.5%)	63(0.3%)		
保健所等	1,724(16.7%)	2,511(13.9%)		
学校	653(6.3%)	636(3.5%)		
フリー	947(9.2%)	898(5.0%)		
その他	2,602(25.3%)	7,533(41.6%)		

※公務従事者(都道府県実施)分の受講者数及び受験者数は正確なデータ無し。養成校分の修了者数は正確なデータ無し。

資格登録者の職業欄の括弧書きは全体数からみた構成割合。